

平成 22 年度における専門分科会・審査部会の審議状況について

(1) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会

① 設置根拠

専門分科会：社会福祉法第 11 条第 1 項（法に基づく義務設置）

審査部会：社会福祉法施行令第 3 条第 1 項（政令に基づく義務設置）

② 設置目的(内容)

身体障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

審査部会においては、身体障害者福祉法第 15 条及び同法施行令第 3 条の規定に基づく医師の指定審査、並びに、同法施行令第 5 条の規定に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行う。

③ 平成 22 年度における開催状況

専門分科会については、諮問事項等がなかったため開催されていない。

審査部会については、22 年度は 3 回開催されている。(22 年度 6 回開催予定)

開催年月日	身障福祉法第 15 条第 1 項の医師の指定			障害者自立支援法第 59 条第 1 項の医療機関の指定			身体障害者手帳に関する障害程度等級の認定					特別障害者手当等に関する障害程度等級の認定			その他	審査件数合計
	審査件数	審査結果		審査件数	審査結果		審査件数	審査結果				審査件数	審査結果		審査件数	
		適当	却下		適当	却下		適当	等級変更	却下	保留		該当	非該当		
H22.5.19	34	34	1	23	23	0	85	10	7	68	0	1	1	0	1	144
H22.7.21	35	35	5	10	10	0	60	8	6	46	0	0	0	0	2	107
H22.9.15	20	18	2	10	10	0	55	10	7	38	0	0	0	0	1	86
計 3 回	89	87	8	43	43	0	200	28	20	152	0	1	1	0	4	337

(2) 民生委員審査専門分科会

22 年度 1 回開催。(22 年度 2 回開催予定)

開催年月日	審議内容
H22.9.9	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 12 月 1 日に行われる民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う候補者の審査について 民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期中途における委嘱・解嘱状況について

(3) 児童福祉専門分科会及び審査部会(里親審査部会及び児童措置審査部会)

ア 里親審査部会

22 年度 1 回開催。(22 年度 2 回開催予定)

開催年月日	里親認定審査件数	里親認定承認件数
H22.9.29	18	16 (保留 2 件)
計 1 回	18	16 (保留 2 件)

イ 児童措置審査部会

22 年度 3 回開催。(22 年度 6 回開催予定)

開催年月日	被虐待児童等の処遇に係る審議		被虐待児童等の処遇に係る経過報告
	審議件数	部会の答申に即した処遇を実施中	
H22.5.17	0	0	2
H22.7.30	1	1	2
H22.9.27	4	4	1
計 3 回	5	5	5

(4) 21 世紀あいち福祉ビジョン専門分科会

22 年度 1 回開催。(22 年度 1 回開催予定)

開催年月日	審議内容
H22.7.21	<ul style="list-style-type: none">・ 21 世紀あいち福祉ビジョン第 4 期実施計画の進捗状況について・ 新しいあいちの健康福祉ビジョンの策定について

21世紀あいち福祉ビジョン第4期実施計画の進捗状況について

- ・21世紀あいち福祉ビジョン…21世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにした中長期ビジョン（平成13～22年度）
- ・実施計画…重点的に実施すべき施策・事業の具体的な目標を掲げた短期計画
第1期（平成13～16年度）、第2期（平成15～19年度）、第3期（平成18～20年度）、第4期（平成21～22年度）

施策体系		主要施策・事業数
分野1	生涯を通じた健康づくりの推進と自立を支える福祉環境の構築	20
分野2	子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進	13
分野3	障害者の主体性を尊重した保健福祉サービスの確立	9
分野4	高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現	30
分野5	県民が安心して利用できるサービス提供システムの構築	7
計		79

○ 平成21年度の状況

- ・主要施策・事業79のうち、平成21年度（一部平成20年度）の実績値が把握可能な77事業の状況は以下のとおり。

区分	主要施策・事業数	割合
平成21年度の計画目標値に対し、実績値が上回った事業	35	45.5%
平成21年度の計画目標値に対し、実績値が下回った事業	42	54.5%
計	77	100%

(表1) 計画目標値に対し、実績値が上回った主な事業

主要施策・事業		平成 21 年度 計画目標(①)	平成 21 年度 実績(②)	②/①(%)	主要施策・事業		平成 21 年度 計画目標(①)	平成 21 年度 実績(②)	②/①(%)
(29)	地域子育て支援 センターの設置 の促進	107 か所 (名古屋市、中核 市を除く)	119 か所 (名古屋市、中核 市を除く)	111.2	(51)	介護老人保健施 設	16,653 人	16,697 人	100.3
(37)	メンタルヘルス相 談の継続実施	精神保健福祉セ ンター、県保健所 約 22,000 件	27,029 件	122.9	(54)	地域包括支援セ ンター	180 か所	180 か所	100.0
(45)	通所介護(デイ サービス)	5,185,024 回/年	5,266,389 回/年	101.6	(61)	認知症サポータ ー等養成	認知症サポータ ー 52,830 人	認知症サポータ ー 74,989 人	141.9
					(62)	キャラバン・メイト 868 人 (名古屋市を除く)	キャラバン・メイト 1,363 人 (名古屋市を除く)	157.0	
(48)	介護予防通所介 護(デイサービ ス)	158,681 人/年	160,025 人/年	100.8	(75)	ホームレスの自 立の支援等に関 する施策の推進	ホームレス数 850 人以下 (平成 20 年度に比 して 79 人の減少)	ホームレス数 747 人 (平成 20 年度に比 して 182 人の減少)	230.4

(表2) 計画目標値に対し、実績値が下回った主な事業の理由及び今後の推進方策

主要施策・事業		平成 21 年度 計画目標(①)	平成 21 年度 実績(②)	②/①(%)	主 な 理 由 (⇒ 今後の推進方策)
(4)	がん検診受診率	胃がん 25.8%	胃がん 17.0%	65.9	平成 19 年度までは市町村において住民に対する健康診査を行っており、が ん検診も同時に行われていたが、平成 20 年度から医療保険者による特定健 康診査が開始され、健康診査とがん検診の実施主体が別になったことの影響 も考えられ、受診が促進されなかったと考えられる。 ⇒①市町村の検診体制検討の参考としてもらうため、県「がん検診精度管理委 員会」の結果を市町村にフィードバック ②街頭キャンペーンなどの普及啓発の推進 ③受診者の利便性を考慮した実施方法の検討(がん検診と特定健診を 同時に実施)
(5)		子宮がん 26.0%	子宮がん 19.9%	76.5	
(6)		肺がん 38.1%	肺がん 27.8%	73.0	
(7)		乳がん 27.8%	乳がん 22.5%	80.9	
(8)		大腸がん 33.5%	大腸がん 23.8%	71.0	
		(名古屋市を除く)	(名古屋市を除く)		
		※数値は平成 20 年度計画	※数値は最新の 平成 20 年度実績		

主要施策・事業		平成 21 年度 計画目標 (①)	平成21年度 実績 (②)	②/① (%)	主 な 理 由 (⇒ 今後の推進方策)
(25)	休日保育の促進	35 か所 (名古屋市、 中核市を除く)	20 か所 (名古屋市、 中核市を除く)	57.1	日曜・祝日等の休日を含め毎日開所する保育所に対して経費の助成をするものであるが、職員の確保が困難であったこと等の問題により、実施保育所数が伸び悩んだ。 ⇒ 勤務形態の多様化、核家族化により、今後も休日保育の需要は高いと考えられ、市町村の要望、計画及び状況等に基づきながら、事業を促進していく。
(36)	発達障害支援指導者の養成	56 市町村 (名古屋市を除く)	45 市町村 (名古屋市を除く)	80.4	市町村において相談支援を担う中核的人材を養成するもので、「発達障害支援指導者」として認定されるためには、「専門研修」を受講する必要があるが、その受講要件が定められているが、市町村によっては受講要件を満たす人材を育成中のため、専門研修を受講させることができなかった。 ⇒ 平成 22 年度中に全市町村に配置するとともに、配置済の市町村にあっても複数の指導者が配置できるよう、引き続き育成を進める。
(72)	「まちの達人」地域活動支援事業 (活動登録者数)	500 人	282 人	56.4	「まちの達人」を核とした高齢者のボランティア集団の形成を支援するもので、平成 21 年度からは、平成 18～20 年度までに養成した「まちの達人」が各地区の地域交流会等に参加し、活動の趣旨に賛同する者に新規登録してもらう形で事業を実施したが、知名度が低く、達人と地域のつながりが希薄な地区もあったことから、新規登録が低調であった。 ⇒ 「まちの達人」と地域のつながりが弱い地域を重点的に支援するとともに、全体的な底上げを図りながら、広報の強化を図る。
(74)	市町村 DV 基本計画策定の促進	6 市	3 市	50.0	市町村計画の策定は法律上努力義務となっているため、早急に計画を策定する必要性が薄いと考えている市町村が多いことから、計画の策定が進まなかった。 ⇒ 市町村のDV基本計画は、各市町村で既に策定済である男女共同参画基本計画等と一体のものとして策定することも可能であることから、男女共同基本計画が改正される時期を捉えて、職員が訪問して策定の要請を行う。